

労働安全衛生法に基づく講習

令和6年10月10日

事業者 殿

一般社団法人 山梨県労働基準協会連合会
 登録番号 T3090005000182
 甲府市北口2-15-1 (電話 251-6626)
<http://www.yamanashi-roukiren.com/>

保護具着用管理責任者研修のご案内

労働安全衛生関連法規の改正により、令和6年4月1日から、一定の化学物の製造・取扱等、有機溶剤、特定化学物質等、鉛、粉じん業務において、労働者に保護具を使用させる場合には、「保護具着用管理責任者」を選任し、その職務に当たらせることが義務づけられました。(選任すべき日から14日以内に選任する必要があります。)

山梨労働局長の登録講習機関である本会では、保護具について正しい理解を得ることにより、保護具の選択から正しい着用等について適切な管理ができるよう、標記研修を実施することとしました。これにより、保護具着用管理責任者の選任要件が得られます。

つきましては、各事業場において、規則改正に鑑み対象となられる皆様方が受講されますようご案内申し上げます。

記

- 1 日 時 令和6年11月6日(水) 午前8時45分～(受付)
- 2 場 所 **山梨県立中小企業人材開発センター** (甲府市大津町 2130-2)
※ ただし、駐車スペースに限りがありますので、アイメッセ第3駐車場をご利用下さい。
 地図明細 : <http://www.yavada.jp/access.html> でご覧下さい。
- 3 受講料等 受講料 8,000円 テキスト代 1,700円
 計 9,700円 消費税(10%) 970円 合計 10,670円
 ★ 受講料につきましては、必ず申込み手続きを済ませてから、
 令和6年10月28日 までに右記の指定口座に“振込み”をお願いします。
- 4 修了証 講習科目を全部受講した者には修了証を交付します。
- 5 申込方法 申込書に所定事項記入の上、令和6年10月28日 までに当会に申し込んで下さい。(申込開始日はFAXのみの受付となります FAX : 055-251-6615)
- 6 その他
 - (1) 申し込み後の取消(キャンセル)は、講習日5日前(令和6年10月29日)までとします。以降の取消は欠席扱いとし、受講料の返金はいたしませんのでご注意ください。未納の場合にはご請求いたします。
 - (2) 受講者の変更については、講習日2日前(令和6年11月1日)までに申し出ください。
 - (3) 定員(80名)に達した時は、申込期日前でも締め切ることがあります。

7 講習科目及び時間割

時間	科目
9:00- 9:30	保護具の着用管理
9:30-13:40	保護具に関する知識 (小休憩 10分*2、昼食休憩 11:50-12:40)
13:50-14:50	労働災害防止に関する知識
14:50-15:20	関係法令
15:30-16:30	保護具の使用方法等 (実技)
16:30-16:35	修了証交付、閉講

注(1)原則として遅刻は認めません。時間厳守をお願いします。(2)講師の都合により科目、時間を変更することもあります。

----- き り と り 線 -----

保護具着用管理責任者研修 受講申込書 (令和6年11月6日実施)

フリガナ				昭和	年	月	日
氏名	男・女			生年月日			
現住所	〒						
担当窓口	部署名	担当者名	電話番号				
			FAX番号				
★ 記載に当たっては、労働者名簿等によりよく確認し、楷書で誤りのないようして下さい。							
上記のとおり申込みます。				令和	年	月	日
郵便番号 〒							
所在地							
事業場名				電話番号 ()			
一般社団法人 山梨県労働基準協会連合会長 殿 H							

受講料 8,000円 テキスト代 1,700円
 計 9,700円 消費税(10%) 970円 合計 10,670円
 上記金額を次の指定口座に 令和6年10月28日 までにお振込み下さい。

振込口座：山梨中央銀行武田通支店 普通 674128
 (一社) 山梨県労働基準協会連合会
※なお、振込手数料につきましては、受講者の負担とさせていただきます

請求書は本通にて、領収証は金融機関発行の「振込金受取書」にて、ご対応いただきますよう、お願いいたします。
 一般社団法人山梨県労働基準協会連合会 登録番号 T3090005000182

【個人情報について】 ご記入いただいた個人情報につきましては、当会が責任をもって管理し、申込みいただいたサービスの的確な実施のためにのみ使用いたします。